

恩方農村環境改善センター 基本情報

1 設置目的

農業者等に対し、農業経営及び生活改善並びに健康の増進等に必要な施設を供与し、もって農村環境の改善を図る。

2 設置根拠

八王子市農村環境改善センター条例(昭和55年3月17日 条例第6号)

3 設置場所

八王子市下恩方町 3247 番地 2

4 運営方法及び指定管理者

指定管理者制度(東京都森林組合)

5 指定管理期間

平成29～令和3年度(5年間)、令和4～5年度(2年間)、令和6～10年度(5年間)

※令和4～5年度は上川農村環境改善センターの地元移管について検討をしたため、2年間となっている。

6 指定管理料

毎年度 約600万円

7 利用対象者

市内に在住・在勤・在学する者及びこれらの者で構成された団体

8 施設内容

1階 事務室・和室・小ホール

2階 会議室・多目的ホール

9 利用料

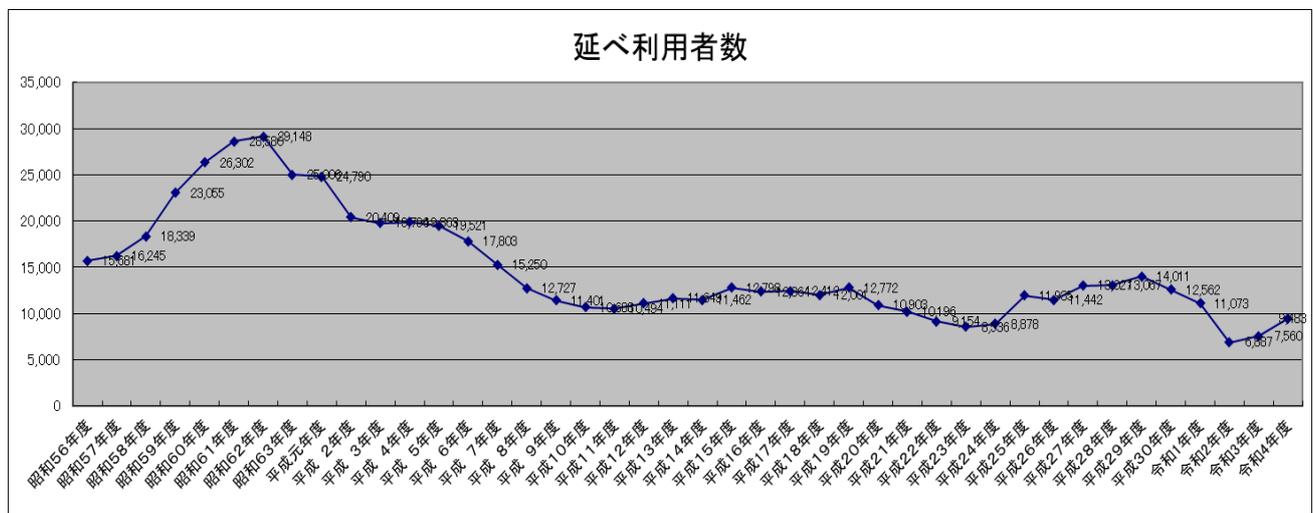
無料

10 開館時間

午前9時から午後10時(使用申請がない日は午後5時で閉館。休館日は毎週月曜日、年末年始)

11 延べ利用者数

令和4年度 9,483人



12 施設周辺地図

